

■ 今後施行される主な法改正等（予定を含む）

2026.8.3現在

	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
1	2026.8	高額療養費制度の見直し	・高額療養費の自己負担限度額の引き上げ ・高額療養費の年間上限の新設	健康保険法施行令
2	2026.10	不合理な待遇の禁止	同一労働同一賃金ガイドラインの改正内容の適用	短時間・有期雇用労働者 及び派遣労働者に対する 不合理な待遇の禁止等に 関する指針
3	2026.10	労働条件明示事項の追加	パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、「待遇の 相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要	パート・有期法施行規則
4	2026.10	保険料調整制度の創設	・一定の短時間労働者に対する社会保険料の負担を軽減できる措置の創設 ・短時間労働者の代わりに負担した社会保険料相当額を納付保険料から控除 通算3年間の適用	健康保険法 厚生年金保険法
5	2026.10	カスハラ対策義務化	・カスタマーハラスメント対策の義務化	労働施策総合推進法
6	2026.10	就活セクハラ対策義務化	・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化	男女雇用機会均等法
7	2026.10	社会保険の賃金要件撤廃	・短時間労働者の社会保険加入要件である「月額賃金8.8万円以上」を廃止	健康保険法 厚生年金保険法
8	2026.12	企業型確定拠出年金等の 拠出限度額引上げ	・企業型確定拠出年金、iDecoの拠出限度額を1ヶ月あたり5.5万円から6.2万円に 引上げ ・iDecoの加入可能年齢を70歳未満に引上げ	確定拠出年金法施行令
9	2026.12	公益通報者の保護強化 〔労働者301人以上〕	・通報を理由とした解雇・懲戒処分等の決定に関与した関係者への罰則創設 ・通報を理由として解雇等を行った法人に、法人重課として罰則創設 ・通報者を特定しようとする行為の禁止（正当な理由がある場合を除く）	公益通報者保護法
10	2027.1	個人事業者等死傷病報告	・個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により 死亡／休業（4日以上）した場合に報告を義務付け	労働安全衛生法
	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
11	2027.4	定期健康診断等の項目見直し	・喀痰検査の削除 ・肝機能検査の酵素名の変更 ・血清クレアチニン検査の追加	労働安全衛生規則
12	2027.8	高額療養費制度の見直し	・高額療養費の自己負担限度額の所得区分の細分化および引き上げ	健康保険法施行令
13	2027.9	標準報酬月額上限額引上げ	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限度額65万円→68万円に引上げ	厚生年金保険法
14	2027.10	社会保険 適用事業所拡大	・従業員数36～50人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
15	2028.4	ストレスチェック企業規模撤廃	・労働者50人未満の事業場も、ストレスチェックの実施義務	労働安全衛生法
16	2028.9	標準報酬月額上限額引上げ	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限度額68万円→71万円に引上げ	厚生年金保険法
17	2028.10	雇用保険の適用拡大	・被保険者の加入要件を週20時間以上から週10時間以上に引下げ	雇用保険法
18	2029.9	標準報酬月額上限額引上げ	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限度額71万円→75万円に引上げ	厚生年金保険法
19	2029.10	社会保険 適用事業所拡大	・従業員数21～35人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
20	2029.10	社会保険 個人事業所適用拡大	・非適用業種である常時5人以上の者を使用する個人事業所も社会保険の適用事 業所に加える	健康保険法 厚生年金保険法
21	2032.10	社会保険 適用事業所拡大	・従業員数11～20人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
22	2035.10	社会保険 適用事業所拡大	・従業員数10人以下の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法